

証券コード4413
2023年5月10日
(電子提供措置の開始日2023年5月2日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂九丁目7番1号
ミッドタウン・タワー37階
株式会社ボードルア
代表取締役社長 富 永 重 寛

第16期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト <https://www.baudroie.jp/ir/>

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名（ボードルア）又は証券コード（4413）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより、事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4頁のご案内に従って、2023年5月24日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
 2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ミッドタウン・タワー4階
東京ミッドタウン ホール&カンファレンス Room5
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（自2022年3月1日至2023年2月28日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（自2022年3月1日至2023年2月28日）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

▶ 下記 4 つの方法がございます。

● 株主総会へのご出席



株主総会開催日時

2023年5月25日（木曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主様1名に委任する場合には限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

● 郵送によるご行使



行使期限

2023年5月24日（水曜日）
午後6時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

● パソコン等によるご行使



行使期限

2023年5月24日（水曜日）
午後6時30分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● スマートフォンによるご行使（スマート行使）



行使期限

2023年5月24日（水曜日）
午後6時30分行使分まで

- 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください（議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です）。
- 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

① 同封の議決権行使書用紙の右下にログインQRコードが記載されています。
※[QRコード]は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② スマホのQRコード読み取りアプリを起動します。
※読み取りアプリは事前にインストールをお願いします。

③ ログインQRコードにスマホをかざして読み取ります。
※アプリの指示に従ってください。

④ 「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
※当社では、定款第16条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

● インターネットによる議決権行使について ●

パソコン等による方法



行使期限

2023年5月24日(水曜日)

午後6時30分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト

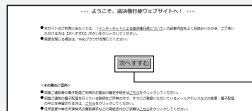
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



【次へ進む】をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



【議決権行使コード】を入力
【ログイン】をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



【初期パスワード】を入力
【実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください】
【登録】をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの操作方法などでご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

事業報告

(自 2022年3月1日)
(至 2023年2月28日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年3月1日～2023年2月28日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、感染症対策、各種政策の効果もあり、経済社会活動の正常化が進み、景気も持ち直されてきております。

一方、足元では、アメリカを中心とした経済の急激な再稼働による極端な需要面の増加、ウクライナ情勢の長期化による供給面での制約や原材料価格の上昇により、各国インフレ懸念が高まっております。これに伴い各国金融当局の政策変更が大幅な為替変動をもたらし、さらにはアメリカの利上げにより、債券価格が下がり破綻する銀行・破綻懸念先の銀行が現れ、金融資本市場や景気の先行きはさらに不透明なものとなっております。このような状況の中、当社グループは、2026年2月期に売上高100億円超を目標に、2023年2月期から2026年2月期を対象とした中期経営計画「Beyond100」を発表いたしました。中期経営計画の達成に向け、当連結会計年度は引き続き、エンタープライズ顧客の拡大と深耕、先端技術分野へ注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,244,343千円、営業利益は975,404千円、経常利益は1,033,662千円、親会社株主に帰属する当期純利益は793,970千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

②設備投資についての状況

重要な設備投資はございません。

③資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関より長期借入金として400,000千円の資金調達を行いました。

④他の会社の株式その他の持分等の取得又は処分の状況

当社は、2022年4月7日に株式会社ZOSTECの発行済株式の100%を取得し、子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	期別	第13期 (2020年2月期)	第14期 (2021年2月期)	第15期 (2022年2月期)	第16期 (2023年2月期)
売上高		—	—	—	5,244,343
経常利益		—	—	—	1,033,662
親会社株主に帰属する当期純利益		—	—	—	793,970
1株当たり当期純利益		—	—	—	101円10銭
総資産		—	—	—	5,227,584
純資産		—	—	—	3,714,683
1株当たり純資産額		—	—	—	468円74銭

- (注) 1. 当社では、第16期より連結計算書類を作成しておりますので、第15期以前の状況は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	期別	第13期 (2020年2月期)	第14期 (2021年2月期)	第15期 (2022年2月期)	第16期 (2023年2月期)
売上高		2,648,008	3,084,973	3,922,944	4,832,546
経常利益		395,884	542,494	688,011	1,004,868
当期純利益		278,824	415,711	542,774	782,315
1株当たり当期純利益		38円73銭	57円74銭	73円88銭	99円62銭
総資産		1,913,255	2,400,784	3,901,230	5,100,965
純資産		861,666	1,277,378	2,905,753	3,703,028
1株当たり純資産額		119円68銭	177円41銭	373円01銭	467円26銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ZOSTEC	20,000千円	100%	ネットワーク・サーバー インテグレーション

(4) 対処すべき課題

①技術力強化

多様化してきたITインフラストラクチャ分野の先端技術に対応するため、クラウド分野、ネットワーク仮想化分野、セキュリティ分野の教育に関するプロジェクトチームを組成し、先端分野の技術力向上を図っていく予定であります。

②営業力強化

顧客属性の中で特にエンタープライズ企業（※）において、受注する金額が大きくなる傾向が見られることもあり、今後はこれまで蓄積してきたナレッジをエンタープライズ企業へ重点的に展開することにより、更なる売上の向上につなげたいと考えております。

そのため、技術力のみではなく従来にも増した営業力強化に努めてまいります。

(※) エンタープライズ企業

日経225、日経400、日経500のいずれかに採用されている企業、又は売上が500億円以上の企業

③人材教育

当社グループが関与しているビジネス分野の需要は年々増加傾向にあり、当社グループも会社規模の拡大を積極的に推し進めております。そのため、入社1～3年以内の若手の人数が多くなっており、人材育成が重要な課題となっておりますが、これまでのナレッジを活かして若手の教育に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

当社グループは、ITインフラストラクチャ分野に特化し、ネットワークやサーバーにおけるコンサルティングから設計、構築、マネージドサービスまで、専門技術を活かしたサービスを提供しております。

(6) 主要な事業所 (2023年2月28日現在)

①当社

本 社 東京都港区

②子会社

株式会社ZOSTEC 本社 (東京都渋谷区)

(7) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
908名	-

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
771名	118名増	27.8歳	3.6年

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	131,754千円
株式会社きらぼし銀行	113,800千円
株式会社みずほ銀行	96,428千円
株式会社商工組合中央金庫	90,480千円
株式会社三井住友銀行	39,264千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株
(2) 発行済株式の総数 7,920,500株（うち自己株式95株を含む）
(3) 株主数 1,052名
(4) 大株主（上位10名の株主）

株主名	持株数	持株比率
富 永 重 寛	3,878,500株	48.97%
藤 井 和 也	1,432,900株	18.09%
程 島 義 明	387,100株	4.89%
小 林 剛 士	350,000株	4.42%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	338,500株	4.27%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	212,100株	2.68%
野村信託銀行株式会社（投信口）	139,300株	1.76%
BNYM SA / NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	96,900株	1.22%
三 幣 尚 史	90,000株	1.14%
森 谷 岳 史	67,000株	0.85%

（注）持株比率は、自己株式（95株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はございません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2022年12月13日
新株予約権の数		168個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式16,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり339,500円 (1株当たり3,395円)
権利行使期間		2026年6月1日から 2032年12月12日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数168個 目的となる株式数16,800株 交付対象者数21名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①当社及び当社の子会社の取締役及び監査役若しくは使用人であること。但し、取締役会の決議で特に認めた場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人は新株予約権を相続できないものとする。
- ③新株予約権の割当を受けた者に法令又は当社若しくは当社の子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権の割当を受けた者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条第1項の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び当社又は当社の子会社から解雇された場合を含むがこれらに限られない）、又は新株予約権の割当を受けた者が当社若しくは当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問又はコンサルタントになった場合等、本新株予約権の発行の目的上、新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが相当ではないと当社が判断する事由が生じた場合には、新株予約権の割当を受けた者は本新株予約権を行使することができない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項（2023年2月28日現在）

（1）取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
富 永 重 寛	代表取締役社長	
藤 井 和 也	代 表 取 締 役	
程 島 義 明	取 締 役 兼営業統括本部長	
安 藤 温	取 締 役	
竹 内 靖 浩	常 勤 監 査 役	
岡 本 俊 夫	常 勤 監 査 役	
尾 中 直 也	監 査 役	尾中直也公認会計士事務所 代表 一般財団法人日本健康推進機構 監事 サウンドウェーブイノベーション(株) 監査役 (株)レボルカ 監査役
西 川 研 一	監 査 役	弁護士法人・響 代表弁護士

- (注) 1. 安藤温氏は、社外取締役であります。
2. 竹内靖浩氏、岡本俊夫氏、尾中直也氏及び西川研一氏は、社外監査役であります。
3. 安藤温氏、竹内靖浩氏、岡本俊夫氏、尾中直也氏及び西川研一氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役尾中直也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役西川研一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填するものです。

なお、当該役員等賠償責任保険契約によっても被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことに起因するものや、犯罪行為と認識しながら行った行為等に起因する賠償責任については補填の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、代表取締役2名が大株主であり、株主と価値を共有していることから、固定報酬のみの構成とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の報酬限度額の範囲内において、企業規模、グロース上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準を勘案し、また、各々の経営能力、貢献度、役位、職責、在任期間等を考慮して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

現在、当社取締役の報酬は月例の固定報酬のみであるが、今後の当社の事業拡大及び成長フェーズを鑑み、業績連動報酬の導入を検討する。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が上記方針に沿った具体的内容を取締役会に上申し、取締役会で決定する。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	96,800 (3,000)	96,800 (3,000)	— (—)	— (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	18,000 (18,000)	18,000 (18,000)	— (—)	— (—)	4 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年5月28日開催の定時株主総会において年額350百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち社外取締役1名)であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2021年5月28日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役3名)であります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外監査役	尾 中 直 也	尾中直也公認会計士事務所 代表 一般財団法人日本健康推進機構 監事 サウンドウェーブイノベーション(株) 監査役 (株)レボルカ 監査役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	西 川 研 一	弁護士法人・響 代表弁護士	重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	安 藤 温	当事業年度開催の取締役会17回中17回に出席いたしました。業務執行・企業経営に係る豊富な経験から、事業や運営体制等に関する助言・提言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
社外監査役	竹 内 靖 浩	当事業年度開催の取締役会17回中17回及び監査役会16回中16回に出席いたしました。金融機関でのマネジメント経験及び監査役経験に基づき、当社の組織風土を含むガバナンス体制等に関する助言・提言を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。
	岡 本 俊 夫	当事業年度開催の取締役会17回中17回及び監査役会16回中16回に出席いたしました。上場会社とその子会社におけるマネジメント経験及び監査役経験に基づき、当社のコンプライアンスを含むガバナンス体制等に関する助言・提言を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。
	尾 中 直 也	当事業年度開催の取締役会17回中17回及び監査役会16回中16回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、主に財務・会計等について助言・提言を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。
	西 川 研 一	当事業年度開催の取締役会17回中17回及び監査役会16回中16回に出席いたしました。弁護士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、経営全般のリスク等について助言・提言を行うなど、監査役としての職責を十分に果たしました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,800千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	25,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するための体制として、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- ② 毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- ③ 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- ④ 「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- ⑤ 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- ⑥ 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- ⑦ 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、会社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- ② 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクマネジメント委員会のもと、「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
- ② 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、迅速かつ効率的な意思決定を実行する。
 - ② 取締役会を補完する会議体として「経営会議」を設置し、迅速かつ臨機応変なる経営判断を可能にする。
 - ③ 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
 - ④ 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。
- (5) 会社並びに会社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 会社の子会社については、子会社管理規程により所管部署を定め、会社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
 - ② 子会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく会社へ報告することができる体制を整備する。
 - ③ 子会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備するほか、各子会社にリスク管理責任者を配置し、リスクマネジメント委員会がグループ全体のリスクについて総括的に管理を行う。
 - ④ 子会社の監査役が監査を行うとともに、会社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。
 - ⑤ 会社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
 - ⑥ 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、子会社を指導するとともに、子会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役から、監査役が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査役と協議のうえ、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
 - ② 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

② 取締役の報告義務

(I) 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

(II) 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

(ア) 財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容

(イ) 業績及び業績見通しの内容

(ウ) 内部監査の内容及び結果

(エ) 内部通報制度に基づく情報提供の状況

(オ) 行政処分の内容

(カ) 前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

③ 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、親会社の監査役に直接報告をすることができる。

(I) 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

(II) 重大な法令又は定款違反事実

④ 監査役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

前項の報告をした会社の取締役・使用人及び、子会社の取締役・使用人が監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けてはならない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役、会計監査人、内部監査室、リスクマネジメント委員会等と監査役の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査室、リスクマネジメント委員会等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

② 外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

③ 監査役の必要経費

監査役の職務遂行に必要な費用は全て会社が負担する。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、社外取締役1名、社外監査役4名を選任し、全取締役及び監査役とともに経営の意思決定機関である取締役会を構成しております。

社外取締役及び社外監査役の豊富な経験、高い見識に基づき、当社の意思決定機能を監督する体制を採ることで取締役会の機能を高めております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分並びに重要な組織及び人事に関する意思決定機関として取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されており、原則として月に1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた際に臨時取締役会を都度開催しております。また、取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

② 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役2名及び非常勤監査役2名で構成されており、監査役4名全員が社外監査役となっております。

原則として月に1回の監査役会を開催するとともに、取締役の法令・定款・規程等の遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。また、監査役は監査業務を補助すべき使用人として内部監査室長を選任し、緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

-
1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 企業集団及び会社の現況は、特に記載のない限り2023年2月28日現在の状況を記載しております。

連結貸借対照表

2023年2月28日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,747,481	流動負債	1,128,758
現金及び預金	3,925,835	買掛金	10,498
売掛金及び契約資産	731,990	1年内償還予定の社債	39,000
前払費用	85,879	1年内返済予定の長期借入金	137,274
その他	3,775	未払金	57,271
		預り金	35,809
		未払費用	463,404
		未払法人税等	227,690
固定資産	480,102	賞与引当金	6,811
有形固定資産	25,499	その他	150,999
建物	21,507	固定負債	384,141
工具、器具及び備品	3,992	社債	23,000
無形固定資産	215,556	長期借入金	361,141
のれん	215,484	負債合計	1,512,900
ソフトウェア	72	(純資産の部)	
投資その他の資産	239,046	株主資本	3,712,574
投資有価証券	3,000	資本金	599,361
繰延税金資産	35,956	資本剰余金	554,782
その他	200,089	利益剰余金	2,558,702
		自己株式	△272
		新株予約権	2,109
		純資産合計	3,714,683
資産合計	5,227,584	負債・純資産合計	5,227,584

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

自 2022年 3 月 1 日
至 2023年 2 月28日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,244,343
売 上 原 価		3,368,682
売 上 総 利 益		1,875,660
販売費及び一般管理費		900,256
営 業 利 益		975,404
営 業 外 収 益		
受取利息	32	
助成金収入	62,065	
その他	705	62,804
営 業 外 費 用		
支払利息	3,746	
匿名組合投資損失	767	
その他	31	4,545
経 常 利 益		1,033,662
特 別 利 益		
保険解約返戻金	55,460	55,460
税金等調整前当期純利益		1,089,123
法人税、住民税及び事業税	304,743	
法人税等調整額	△9,591	295,152
当期純利益		793,970
親会社株主に帰属する当期純利益		793,970

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2022年3月1日
至 2023年2月28日

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本	金 資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	592,800	548,221	1,764,732	—	2,905,753
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	6,561	6,561			13,122
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			793,970		793,970
自 己 株 式 の 取 得				△272	△272
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	6,561	6,561	793,970	△272	806,820
当 期 末 残 高	599,361	554,782	2,558,702	△272	3,712,574

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	—	2,905,753
当 期 変 動 額		
新株の発行（新株予約権の行使）		13,122
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		793,970
自 己 株 式 の 取 得		△272
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	2,109	2,109
当 期 変 動 額 合 計	2,109	808,930
当 期 末 残 高	2,109	3,714,683

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社ZOSTEC

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はございません。

(3) 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はございません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はございません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はございません。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はございません。

(4) 持分法適用手続に関する特記事項

該当事項はございません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社ZOSTECについては、決算日を2月末日に変更し、連結決算日と一致しております。

なお、連結計算書類の作成に当たっては、従来から連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用していたため、当該決算期の変更による影響はありません。

4.会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8 ～ 15年

工具、器具及び備品 4 ～ 8年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度において該当事項はありません。

②受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度において該当事項はありません。

③賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループでは、顧客に対してITインフラストラクチャ分野のコンサルティングから設計、構築、マネージドサービスまで専門技術を活かしたサービスを提供しております。主な履行義務は、顧客の要求・仕様に応じたソリューション提供であり、契約期間に対する役務提供の経過期間や作業時間等に応じて履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができない場合で、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(6) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で借入金の一部について金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来は顧客との契約の完了時に一時点で収益認識していた契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができない場合で、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価は37,455千円増加しておりますが、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

当該会計方針の変更により当連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響はありません。また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 215,484千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合で生じたのれんは、会社単位を基礎としてグルーピングを行っており、対象会社ごとに見込みに見込んだ事業計画に基づく営業利益の達成状況等を検討し、減損の兆候を把握しております。減損の兆候がある場合には、減損損失の認識の要否を判定しておりますが、当連結会計年度においては、上記ののれんについて減損の兆候はないと判断しており、減損損失を計上しておりません。

減損の兆候の把握に用いた事業計画は、過去の経営成績の実情を勘案した一定の売上高成長率及び営業利益成長率を基礎としており、これらの仮定には、将来の事業環境の予測が含まれていることから、事業計画と実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度において減損処理が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 31,237千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	400,000千円
借入実行残高	—
差引額	400,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式 (株)	7,790,000	130,500	—	7,920,500

(注) 発行済株式数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式 (株)	—	95	—	95

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 86,700株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。

資金運用については安全性を重視し、短期的な預金等の金融資産に限定し、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクに対するヘッジ目的のために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金並びに預り金は、1年以内の支払期日であり、これらは、流動性リスクに晒されております。

未払法人税等は、1年以内に納付期限が到来するものであり、流動性リスクに晒されております。

長期借入金及び社債は、主に運転資金を目的としたものであり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。社債の償還日は決算日後、最長で3年後であります。

デリバティブ取引は、長期借入金の金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金について、社内規程に従い、取引先の信用調査及び状況確認を定期的に行い、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、取引先別に回収期日管理及び残高管理を行っております。

② 市場リスクの管理

借入金のうち、変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、担当部署が適時金利変動動向をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。また、一部の長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、手許流動性について早期把握やリスク軽減に向けた管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	62,000	61,768	△231
(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	498,415	494,935	△3,479
負債計	560,415	556,704	△3,711
(3) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,000

(注3) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,925,835	—	—	—
売掛金及び 契約資産	731,990	—	—	—
合計	4,657,825	—	—	—

(注4) 社債及び長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	39,000	14,000	9,000	—	—	—
長期借入金	137,274	101,845	74,020	71,928	47,832	65,516
合計	176,274	115,845	83,020	71,928	47,832	65,516

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はございません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	62,000	—	62,000
長期借入金	—	498,415	—	498,415

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

社債及び長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規社債発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて測定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しております。そのため、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記「社債及び長期借入金」参照)。

(収益認識に関する注記)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	合計 (千円)
一時点で移転される財又はサービス	—
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	5,244,343
顧客との契約から生じる収益	5,244,343
その他の収益	—
外部顧客への売上高	5,244,343

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高 (千円)	期末残高 (千円)
顧客との契約から生じた債権	498,196	707,286
契約資産	16,910	24,703
契約負債	743	—

契約資産は、原価回収基準に基づいて認識した収益に係る未請求の対価に対する権利であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振り替えられ請求に基づき支払いを受けます。

また、当連結会計年度において、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。なお、過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益 (主に、取引価格の変動) の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ZOSTEC

事業の内容：ネットワーク・サーバーインテグレーション事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社ZOSTECは、当社と同分野である、ネットワーク・サーバー分野に強みを持つ会社であります。株式会社ZOSTECが当社グループに加わり、当社の先端技術におけるナレッジを共有し、グループ全体としてより一層の事業拡大を図るため、株式を取得することといたしました。

(3) 企業結合日

2022年4月7日（株式取得日）

2022年4月30日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年5月1日から2023年2月28日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得価額につきましては、当事者間の合意により非公表としておりますが、第三者機関の株式価値算定に基づき、適正価額にて取得しております。

4.発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

240,540千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

8年間にわたる均等償却

(1 株当たり情報に関する注記)

1.1 株当たりの純資産額

468円74銭

2.1 株当たりの当期純利益

101円10銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はございません。

貸借対照表

2023年2月28日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,596,553	流動負債	1,037,527
現金及び預金	3,867,038	買掛金	12,244
売掛金及び契約資産	640,716	1年内償還予定の社債	39,000
前払費用	84,703	1年内返済予定の長期借入金	122,898
その他	4,095	未払金	49,816
		預り金	34,428
固定資産	504,412	未払費用	425,527
有形固定資産	21,403	未払法人税等	218,686
建物	17,515	その他	134,924
工具、器具及び備品	3,887		
無形固定資産	72	固定負債	360,409
ソフトウェア	72	社債	23,000
投資その他の資産	482,936	長期借入金	337,409
投資有価証券	3,000	負債合計	1,397,936
関係会社株式	251,500	(純資産の部)	
繰延税金資産	32,493	株主資本	3,700,919
長期前払費用	30,096	資本金	599,361
その他	165,846	資本剰余金	554,782
		資本準備金	549,361
		その他資本剰余金	5,421
		利益剰余金	2,547,047
		利益準備金	790
		その他利益剰余金	2,546,257
		繰越利益剰余金	2,546,257
		自己株式	△272
		新株予約権	2,109
		純資産合計	3,703,028
資産合計	5,100,965	負債・純資産合計	5,100,965

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2022年 3月 1日
至 2023年 2月 28日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,832,546
売 上 原 価		3,063,018
売 上 総 利 益		1,769,527
販売費及び一般管理費		808,323
営 業 利 益		961,204
営 業 外 収 益		
受取利息	32	
助成金収入	46,846	
その他	703	47,581
営 業 外 費 用		
支払利息	3,023	
社債利息	95	
匿名組合投資損失	767	
その他	31	3,918
経 常 利 益		1,004,868
特 別 利 益		
保険解約返戻金	55,460	55,460
税引前当期純利益		1,060,328
法人税、住民税及び事業税	287,321	
法人税等調整額	△9,308	278,013
当 期 純 利 益		782,315

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2022年3月1日
至 2023年2月28日

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	592,800	542,800	5,421	548,221	790	1,763,942	1,764,732	—
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	6,561	6,561		6,561				
当 期 純 利 益						782,315	782,315	
自己株式の取得								△272
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	6,561	6,561	—	6,561	—	782,315	782,315	△272
当 期 末 残 高	599,361	549,361	5,421	554,782	790	2,546,257	2,547,047	△272

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本 合計		
当 期 首 残 高	2,905,753	—	2,905,753
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	13,122		13,122
当 期 純 利 益	782,315		782,315
自己株式の取得	△272		△272
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)		2,109	2,109
当 期 変 動 額 合 計	795,165	2,109	797,275
当 期 末 残 高	3,700,919	2,109	3,703,028

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8 ～ 15年

工具、器具及び備品 4 ～ 8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度において該当事項はありません。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度において該当事項はありません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

当社では、顧客に対してITインフラストラクチャ分野のコンサルティングから設計、構築、マネージドサービスまで専門技術を活かしたサービスを提供しております。主な履行義務は、顧客の要求・仕様に応じたソリューション提供であり、契約期間に対する役務提供の経過期間や作業時間等に応じて履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができない場合で、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で借入金の一部について金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来は顧客との契約の完了時に一時点で収益認識していた契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができない場合で、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価は37,455千円増加しておりますが、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

当該会計方針の変更により計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 251,500千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としております。

当事業年度においては、上記の関係会社株式について実質価額が貸借対照表価額を著しく低下していないと判断しており、評価損を計上しておりません。

実質価額の著しい低下の有無の判定に用いた事業計画は、過去の経営成績の実情を勘案した一定の売上高成長率及び営業利益成長率を基礎としており、これらの仮定には、将来の事業環境の予測が含まれていることから、事業計画と実績に乖離が生じた場合には、翌事業年度における評価金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 29,312千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	400,000千円
借入実行残高	—
差引額	400,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 1,779千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用 15,342千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 95株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	9,601千円
未払事業税	14,698千円
未払事業所税	2,259千円
匿名組合投資損失	4,525千円
その他	1,407千円
繰延税金資産合計	<u>32,493千円</u>

(収益認識に関する注記)

連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

連結注記表（企業結合等関係）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	467円26銭
1株当たり当期純利益	99円62銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はございません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月17日

株式会社ボードルア
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三井 勇 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古川 謙 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ボードルアの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ボードルア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年4月17日

株式会社ボードルア
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三井 勇治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古川 譲二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ボードルアの2022年3月1日から2023年2月28日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月18日

株式会社ボードルア 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	竹 内 靖 浩	㊟
常勤監査役 (社外監査役)	岡 本 俊 夫	㊟
監 査 役 (社外監査役)	尾 中 直 也	㊟
監 査 役 (社外監査役)	西 川 研 一	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に関して、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設及び監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査等委員会 (削除) 3 会計監査人
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、7名以内とする。 ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(新設) (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。	(取締役の選任) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別して、株主総会において選任する。
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除く。)のうちから代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である者を除く。)のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が当該提案について異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、<u>会社法第370条の規定により</u>、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第28条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員会である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
(取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ② 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査等委員会
(監査役の数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期) <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役) <u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知) <u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) <u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会議事録) <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(監査等委員会の議事録) <u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名するものとする。</u></p>
<p>(監査役会規程) <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(監査役の報酬等) <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第41条～第46条（条文省略）</p>	<p>第37条～第42条（現行どおり）</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 （監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第16期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第16期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項に定めるところによる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	とみなが しげひろ 富永重寛 (1981年8月5日)	2007年4月 当社入社 2007年11月 当社 代表取締役社長就任（現）	3,878,500株
2	ふじい かずや 藤井和也 (1981年6月28日)	2007年4月 当社入社 2018年2月 当社 代表取締役就任 2020年2月 当社 代表取締役経営管理本部長就任 2022年11月 当社 代表取締役就任（現）	1,432,900株
3	ほどしま よしあき 程島義明 (1982年5月27日)	2007年4月 当社入社 2019年2月 当社 取締役就任 2020年2月 当社 取締役営業統括本部長兼技術統括本部長就任 2021年1月 当社 取締役営業統括本部長就任（現）	387,100株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約により被保険者が負担することとなる賠償金を補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告をご参照ください。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ おかもと としお 岡本 俊夫 (1950年12月28日)	1973年4月 三菱商事(株) 入社 2000年4月 同社 サウディ石化室長 就任 2005年7月 トモエ化学工業(株) 専務取締役 就任 2008年8月 エムシー・ファーティコム(株) 専務執行役員 就任 2012年6月 同社 監査役 就任 2019年12月 当社 監査役 就任 2021年1月 当社 常勤監査役 就任(現)	2,600株
2	※ やがみ きよこ 矢上 浄子 (1976年5月6日)	2002年10月 ニューヨーク州弁護士 登録 2002年11月 アンダーソン・毛利法律事務所 (現：弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 北京オフィス 入所 2007年6月 外務省経済局 勤務 2008年12月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2009年1月 弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所(現) 2019年1月 同社 パートナー 就任(現)	一株
3	※ せお あんな 瀬尾 安奈 (1980年9月29日)	2004年12月 監査法人トーマツ(現：有限責任監査法人トーマツ) 入所 2008年6月 公認会計士登録 2011年9月 公認会計士瀬尾安奈事務所 設立(現) 2021年9月 汐留パートナーズ(株)(現：RSM汐留パートナーズ(株)) 監査役 就任(現)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 岡本俊夫氏、矢上浄子氏及び瀬尾安奈氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 岡本俊夫氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年5か月となります。
 5. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
 - (1) 岡本俊夫氏は、上場会社とその子会社におけるマネジメント経験及び監査役経験を有しております。また、2019年12月から当社社外監査役に就任して以来、当社のコンプライアンスを含むガバナンス体制等に関する助言・提言を行っており、業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であることから、同氏を監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
 - (2) 矢上浄子氏は、会社の経営に関与したことはございませんが、長年にわたる企業法務における弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い専門性を有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
 - (3) 瀬尾安奈氏は、会社の経営に関与したことはございませんが、公認会計士としての長年にわたる職歴を通じて、会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。会計の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
 6. 当社は岡本俊夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を継続する予定であります。また、矢上浄子氏及び瀬尾安奈氏の選任が承認された場合につきましても、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約により被保険者が負担することとなる賠償金を補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告をご参照ください。
 8. 当社は岡本俊夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、矢上浄子氏及び瀬尾安奈氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
 9. 矢上浄子氏の戸籍上の氏名は、濱田浄子であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
かとう ゆうじ 加藤 裕司 (1988年3月27日)	2010年3月 中央大学経済学部経済学科 卒業 2010年4月 新日本有限責任監査法人(現:EY新日本有限責任監査法人) 入社 2013年5月 公認会計士 登録 2015年1月 加藤裕司公認会計士事務所 設立(現) 2018年10月 税理士法人グランサーズ 入社(現) 2019年5月 グランサーズベンチャーサポート(株)(現:グランサーズ株) 代表取締役 就任	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 加藤裕司氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 加藤裕司氏が社外取締役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約により被保険者が負担することとなる賠償金を補填することとしております。加藤裕司氏が社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告をご参照ください。
 5. 加藤裕司氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2021年5月28日開催の定時株主総会において年額350百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、現在の取締役の報酬限度額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し年額350百万円以内とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするについてご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、代表取締役社長が取締役会に上申したうえで、取締役会で決定しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責に照らして相当であると判断しております。

なお、現在の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役は0名）となります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものとします。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするについてご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂九丁目7番1号
 東京ミッドタウンホール&カンファレンスRoom5
 (ミッドタウン・タワー4階)



- | | | |
|----------|-----------|----------------------------------|
| 最寄駅 六本木駅 | 都営大江戸線 | : 8番出口より直結 |
| | 東京メトロ日比谷線 | : 4 a 出口側から地下通路を経由し、
8番出口より直結 |
| 乃木坂駅 | 東京メトロ千代田線 | : 3番出口より徒歩約3分 |
| 六本木一丁目駅 | 東京メトロ南北線 | : 1番出口より徒歩約10分 |

◎お車でのご来場は、当日、道路渋滞の可能性がございますので、なるべくご遠慮願います。